

防衛省訓令第10号

日仏物品役務相互提供の実施に関する訓令を次のように定める。

令和元年6月25日

防衛大臣 岩屋 毅

日仏物品役務相互提供の実施に関する訓令

改正 令和4年 3月15日 省訓第10号

令和7年 3月21日 省訓第34号

令和7年 5月28日 省訓第136号

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 物品の相互提供

第1節 要請（第6条－第14条）

第2節 受諾（第15条－第22条）

第3章 役務の相互提供

第1節 要請（第23条－第31条）

第2節 受諾（第32条－第39条）

第4章 物品又は役務の価格（第40条－第44条）

第 5 章 輸出入の手續等（第 4 5 条－第 4 7 条）

第 6 章 雑則（第 4 8 条－第 5 4 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この訓令は、協定に基づく自衛隊とフランス共和国の軍隊（以下「仏軍」という。）との間における物品又は役務の相互の提供（以下「日仏物品役務相互提供」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 日仏物品役務相互提供の実施は、協定、法令又はこれらに基づく特別の定めによるほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第 2 条 この訓令（第 7 号に掲げる用語にあっては、第 1 0 号を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 協定 日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊と

の間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定をいう。

(2) 物品 物品管理法（昭和31年法律第113号）

第2条第1項に規定する物品のうち、協定付表に掲げるものをいう。

(3) 役務 協定付表に掲げるもののうち、物品に該当しないものをいう。

(4) 手続取決め 協定第5条1に規定する手続取決めにいう。

(5) 幕僚長 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長をいう。

(6) 部隊等 統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊（統合作戦司令部、自衛隊情報保全隊、自衛隊サイバー防衛隊及び自衛隊海上輸送群を含む。）若しくは機関（自衛隊体育学校、自衛隊中央病院、自衛隊地区病院及び自衛隊地方協力本部を含む。）をいう。

- (7) 実施権者 日仏物品役務相互提供を適正に実施する責務を有する者であって、防衛大臣及び別表第1に掲げるものをいう。
- (8) 物品管理官 物品管理法第8条第3項に規定する物品管理官又は同条第6項に規定する分任物品管理官をいう。
- (9) 発注証 手続取決め第1条6に規定する発注証をいう。
- (10) 仏軍実施権者 手続取決め第1条1に規定する実施権者であって、仏軍の職員をいう。
- (11) 送り状 手続取決め第1条5に規定する送り状をいう。
- (12) 消耗品 物品のうち防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号。以下「物管訓令」という。）第3条第2項第1号に規定する消耗品に該当するものをいう。
- (13) 償還 通貨による償還をいう。
- (14) 支出負担行為担当官 会計法（昭和22年法律第

35号)第13条第3項に規定する支出負担行為担当官又は同条第5項に規定する分任支出負担行為担当官をいう。

(15) 現金払い 資金前渡官吏が指定された通貨により
仏軍に支払いを行うことをいう。

(16) 契約担当官 会計法第29条の2第3項に規定する契約担当官又は同条第5項に規定する分任契約担当官をいう。

(17) 検査調書 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第101条の9第1項に規定する検査調書をいう。

(18) 官署支出官 予算決算及び会計令第1条第2号に規定する官署支出官をいう。

(19) 資金前渡官吏 出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第1条第4項に規定する資金前渡官吏又はその事務の一部を分掌する分任資金前渡官吏をいう。

(20) 債権発生通知書 国の債権の管理等に関する法律

施行令（昭和 3 1 年政令第 3 3 7 号）第 1 1 条第 1 項に規定する書面をいう。

(21) 歳入徴収官 会計法第 4 条の 2 第 3 項に規定する歳入徴収官をいう。

(22) 納入告知書 国の債権の管理等に関する法律施行令第 1 3 条第 3 項において準用する予算決算及び会計令第 2 9 条に規定する書面をいう。

(23) 役務要請部隊等の長 仏軍による役務の提供の要請を求めた部隊等の長をいう。

(24) 役務決済 同種であり、かつ、同等の価値を有する役務の提供による決済をいう。

(25) 役務決済部隊等の長 仏軍に対し役務決済のための役務の提供を行う部隊等の長をいう。

(26) 役務提供部隊等の長 仏軍からの要請を受けて役務を仏軍に提供する部隊等の長をいう。

(27) 役務受領部隊等の長 仏軍から役務決済のための役務を受領する部隊等の長をいう。

(28) 物品管理簿 物品管理法施行令（昭和 3 1 年政令

第 3 3 9 号) 第 4 2 条に規定する物品管理簿をいう。

(防衛大臣の委任を受けた者等)

第 3 条 自衛隊法 (昭和 2 9 年法律第 1 6 5 号) 第 7 7 条の 3 第 1 項、第 8 4 条の 5 第 1 項及び第 1 0 0 条の 8 第 1 項の規定により防衛大臣の委任を受け仏軍に対する物品の提供を実施することができる者、同法第 7 6 条第 1 項の規定により出動を命ぜられた自衛隊による行動関連措置 (武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律 (平成 1 6 年法律第 1 1 3 号。以下「米軍等行動関連措置法」という。)) 第 2 条第 8 号に規定する行動関連措置をいう。) としての仏軍に対する物品の提供を実施することができる者並びに自衛隊法第 8 4 条の 5 第 2 項第 4 号に定める国際平和協力業務としての仏軍に対する物品の提供を実施することができる者は、日仏物品役務相互提供を適正に実施する責務を有する者であって、別表第 1 に掲げるものとする。

(通貨の指定)

第4条 協定第4条1 a iii 及び同条1 b の規定に基づき

日本国政府が指定する通貨は、本邦通貨（円）とする。

(幕僚長の相互協力)

第5条 幕僚長は、日仏物品役務相互提供の実施に関し

相互に協力するものとする。

第2章 物品の相互提供

第1節 要請

(物品の提供の要請)

第6条 実施権者は、物品管理官から協定第2条1の規

定による物品の提供を要請するよう求められた場合に

おいて、必要があると認めるときは、発注証を3通作

成し、このうち2通を仏軍実施権者に送付するものと

する。

2 実施権者は、前項の場合において、仏軍実施権者か

ら受諾の署名のある発注証（以下「仏軍受諾証」とい

う。）の写しの送付を受けたときは、その内容が同項

の規定に基づき作成した発注証の内容と一致すること

を確認した上で、その謄本を作成し、同項の物品管理官に送付するものとする。

- 3 物管訓令第22条に規定する防衛大臣が指定する者として、第1項の要請を行う実施権者を指定する。

（物品の受入れ等）

第7条 物品管理官は、前条第2項の規定により仏軍受諾証の写しの謄本の送付を受けた場合には、物管訓令の規定に基づき物品を受け入れるものとする。

- 2 物品管理官は、前項の受入れを完了したときは、仏軍実施権者から送付を受けた仏軍受諾証2通の内容が実施権者から送付を受けた仏軍受諾証の写しの謄本の内容と一致することを確認した上で、仏軍受諾証2通に受領証明の署名を行い、仏軍実施権者及び実施権者に1通ずつ送付するものとする。この場合において、物品管理官は、当該受領証明を行った仏軍受諾証（以下「受領証明済仏軍受諾証」という。）の謄本を作成するものとする。

- 3 物品管理官は、第1項の場合において、仏軍から物

品の提供を受けなかったとき又は仏軍から提供を受けた物品に不具合のあることが判明したときは、直ちに仏軍実施権者との協議に必要な事項を実施権者に通知しなければならない。この場合において、実施権者は、当該通知に基づき、直ちに仏軍実施権者と協議しなければならない。

（送り状の受領等）

第8条 実施権者は、仏軍実施権者から送り状の送付を受けたときは、速やかにその謄本を作成し、物品管理官に送付するものとする。

2 物品管理官は、実施権者が仏軍実施権者から送り状の送付を受けていない場合において、必要があると認めるときは、実施権者を通じて、仏軍実施権者に送り状の送付を求めるものとする。

（物品の決済）

第9条 物品管理官は、実施権者から送り状の謄本の送付を受けたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める決済を行わなければならない。

(1) 提供を受けた物品が消耗品以外の物品である場合
仏軍にとって満足のできる状態及び方法での当該
物品の返還による決済

(2) 提供を受けた物品が消耗品である場合 仏軍にと
って満足のできる状態及び方法での当該物品と同種
、同等及び同量の物品の返還による決済

2 物品管理官は、前項第1号に掲げる場合において同
号に規定する決済を行うことができないと認めるとき
は、仏軍にとって満足のできる状態及び方法での提供
を受けた物品と同種、同等及び同量の物品の返還によ
り決済するものとする。

3 物品管理官は、前2項に規定する物品の返還による
決済を行うことができないと認める場合には、償還に
より決済するものとする。

4 第2項の決済を行おうとする場合には、物品管理官
は、速やかにその旨を実施権者に通知するものとする。
この場合において、実施権者は、受領証明済仏軍受諾
証を修正した上で、その謄本を作成し、物品管理官に

送付するものとする。

- 5 第3項の決済を行おうとする場合には、物品管理官は、支出負担行為担当官と協議の上、速やかにその旨を実施権者に通知するものとする。この場合において、実施権者は、受領証明済仏軍受諾証を修正した上で、その謄本を2通作成し、物品管理官に送付するものとする。

（物品の返還等）

第10条 物品管理官は、前条第1項の規定により物品の返還による決済を行うとき、又は同条第2項の規定により物品の返還による決済を行う場合において同条第4項の規定により修正された受領証明済仏軍受諾証の謄本の送付を受けたときは、物管訓令の規定に基づき物品を払い出すものとする。

- 2 物品管理官は、前項の払出しを完了したときは、仏軍から決済の完了を証明する文書を受領の上、その旨を実施権者に通知しなければならない。

- 3 実施権者は、第1項の場合において、物品の返還に

よる決済が行われなかった旨又は返還を受けた物品に不具合のあることが判明した旨の通知を仏軍から受けたときは、直ちにその旨を物品管理官に通知しなければならない。この場合において、物品管理官は、直ちに当該通知の内容と決済の内容とを確認した上で、仏軍実施権者との協議に必要な事項を実施権者に通知しなければならない。

- 4 実施権者は、前項の通知を受けた場合には、当該通知に基づき、直ちに仏軍実施権者と協議し、必要な措置を講じなければならない。

（物品の提供に係る償還の手続）

第 1 1 条 物品管理官は、第 9 条第 3 項の規定により償還による決済を行う場合において、同条第 5 項の規定により修正された受領証明済仏軍受諾証の謄本の送付を受けたときは、同項の支出負担行為担当官との協議により現金払いが必要と認められた場合を除き、このうち 1 通を支出負担行為担当官に送付するものとする。この場合において、支出負担行為担当官が送付を受け

た修正された受領証明済仏軍受諾証の謄本は、検査調書とみなすことができる。

- 2 前項の場合において、仏軍から請求書の送付を受けた官署支出官は、請求書の発出日から30日以内に、指定された通貨により仏軍に支払い、その旨を実施権者に通知するものとする。

第12条 物品管理官は、第9条第3項の規定により償還による決済を行う場合において、同条第5項の支出負担行為担当官との協議により現金払いが必要と認められ、かつ、同項の規定により修正された受領証明済仏軍受諾証の謄本の送付を受けたときは、このうち1通を契約担当官に送付するものとする。この場合において、契約担当官が送付を受けた修正された受領証明済仏軍受諾証の謄本は、検査調書とみなすことができる。

- 2 前項の場合において、仏軍から請求書の送付を受けた資金前渡官吏は、指定された通貨により遅滞なく仏軍に支払い、その旨を実施権者に通知するものとする。

(記載事項の変更に伴う措置)

第 1 3 条 物品管理官は、仏軍受諾証又は受領証明済仏軍受諾証に記載された事項を変更する必要があると認める場合には、第 9 条第 4 項及び第 5 項に規定する場合を除き、速やかにその旨を実施権者に通知するものとする。この場合において、実施権者は、当該通知に基づき、速やかに仏軍実施権者と協議し、仏軍受諾証又は受領証明済仏軍受諾証を修正した上で、その謄本を作成し、物品管理官に送付するものとする。

2 実施権者は、仏軍から仏軍受諾証又は受領証明済仏軍受諾証に記載された事項を変更する旨の通知を受けた場合には、速やかに物品管理官と協議の上、仏軍実施権者との協議により仏軍受諾証又は受領証明済仏軍受諾証を修正した上で、その謄本を作成し、物品管理官に送付するものとする。

(物品の決済期限)

第 1 4 条 実施権者は、仏軍から提供を受けた物品の決済をその受入れを完了した日の翌日から 1 2 月以内に

完了するよう必要な措置を講じなければならない。

第 2 節 受諾

(物品の提供の受諾)

第 15 条 実施権者は、仏軍実施権者から協定第 2 条 1 の規定による物品の提供を要請する発注証 2 通の送付を受けた場合には、その受諾について物品管理官と協議するものとする。

2 実施権者は、前項の協議に際して、当該物品を提供することが部隊等の任務遂行に支障を生じさせないと認められ、かつ、当該要請を受諾することが適当であると認められることを確認しなければならない。ただし、防衛大臣又は幕僚長からの特段の指示があるときは、その指示に従うものとする。

3 実施権者は、第 1 項の協議の結果、仏軍への物品の提供を受諾することが適当であると認められる場合には、同項の発注証 2 通に受諾の署名を行い、当該受諾の署名のある発注証（以下「受諾証」という。）を物品管理官に送付するとともに、受諾証の写しを作成し

、仏軍実施権者に送付するものとする。

（物品の払出し等）

第 16 条 物品管理官は、実施権者から受諾証 2 通の送付を受けた場合には、物管訓令の規定に基づき物品を払い出すものとする。

2 物品管理官は、前項の払出しを完了したときは、受諾証 2 通に仏軍の受領証明の署名を受け、当該受領証明の署名のある受諾証（以下「受領証明済受諾証」という。）を仏軍実施権者及び実施権者に 1 通ずつ送付するものとする。この場合において、物品管理官は、当該受領証明済受諾証の謄本を作成するものとする。

3 実施権者は、第 1 項の場合において、物品の払出しが行われなかった旨又は提供を受けた物品に不具合のあることが判明した旨の通知を仏軍から受けた場合には、直ちにその旨を物品管理官に通知しなければならない。この場合において、物品管理官は、直ちに当該通知の内容と払出しの内容とを確認した上で、仏軍実施権者との協議に必要な事項を実施権者に通知しなけ

ればならない。

- 4 実施権者は、前項の通知を受けた場合には、当該通知に基づき、直ちに仏軍実施権者と協議し、必要な措置を講じなければならない。

（送り状の送付等）

第 17 条 物品管理官は、前条第 2 項の規定により受領証明済受諾証を送付したときは、速やかに送り状を作成し、実施権者を經由して、仏軍実施権者に送付するものとする。この場合において、物品管理官は、当該送り状の謄本を作成するものとする。

- 2 実施権者は、仏軍に提供した物品について仏軍実施権者に送り状が送付されていない場合には、物品管理官に送り状の作成を要請するものとする。

（決済変更の通知）

第 18 条 実施権者は、仏軍実施権者から次に掲げる変更の通知を受けた場合には、受領証明済受諾証を修正した上で、その謄本を作成し、物品管理官に送付するものとする。

- (1) 満足のできる状態及び方法での仏軍に提供した物品の返還による決済ができない場合における同種、同等及び同量の物品の返還による決済への変更
- (2) 満足のできる状態及び方法での仏軍に提供した物品と同種、同等及び同量の物品の返還による決済ができない場合における償還による決済への変更
(返還物品の受入れ等)

第 19 条 物品管理官は、仏軍から物品の返還を受ける場合には、物管訓令の規定に基づき、当該物品を受け入れるものとする。この場合において、物品管理官は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める決済が行われたことを確認しなければならない。

- (1) 提供した物品が消耗品以外の物品である場合 満足のできる状態及び方法での当該物品の返還による決済又は満足のできる状態及び方法での当該物品と同種、同等及び同量の物品の返還による決済
- (2) 提供した物品が消耗品である場合 満足のできる状態及び方法での当該物品と同種、同等及び同量の

物品の返還による決済

- 2 物品管理官は、前項の受入れを完了したときは、仏軍に決済の完了を証明する文書を交付し、その旨を実施権者に通知するものとする。
- 3 物品管理官は、第1項の決済が行われなかった場合又は返還された物品に不具合のあることが判明した場合には、直ちに仏軍実施権者との協議に必要な事項を実施権者に通知しなければならない。この場合において、実施権者は、当該通知に基づき、直ちに仏軍実施権者と協議しなければならない。

（債権発生通知等）

第20条 物品管理官は、第18条第2号に掲げる変更により修正された受領証明済受諾証の謄本の送付を受けた場合には、遅滞なく債権発生通知書を作成し、歳入徴収官に送付するものとする。

- 2 歳入徴収官は、前項の債権発生通知書の送付を受けた場合には、遅滞なく仏軍の指定先に納入告知書を送付し、その旨を実施権者に通知するものとする。

(記載事項の変更に伴う措置)

第 2 1 条 物品管理官は、受諾証又は受領証明済受諾証に記載された事項を変更する必要があると認める場合には、速やかにその旨を実施権者に通知するものとする。この場合において、実施権者は、当該通知に基づき速やかに仏軍実施権者と協議し、受諾証又は受領証明済受諾証を修正した上で、その謄本を作成し、物品管理官に送付するものとする。

2 実施権者は、仏軍から受諾証又は受領証明済受諾証に記載された事項を変更する旨の通知を受けた場合には、第 1 8 条に規定する場合を除き、速やかに物品管理官と協議の上、仏軍実施権者との協議により受諾証又は受領証明済受諾証を修正した上で、その謄本を作成し、物品管理官に送付するものとする。

(物品の決済期限)

第 2 2 条 実施権者は、仏軍に提供した物品の決済をその払出しを完了した日の翌日から 1 2 月以内に完了するよう必要な措置を講じなければならない。

第 3 章 役務の相互提供

第 1 節 要請

(役務の提供の要請)

第 2 3 条 実施権者は、役務要請部隊等の長から協定第

2 条 1 の規定による役務の提供を要請するよう求めら

れた場合において、必要があると認めるときは、次の

各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者

(次項及び第 3 1 条において「役務協議者」という。

) と協議の上、発注証を 3 通作成し、このうち 2 通を

仏軍実施権者に送付するものとする。

(1) 償還による決済を行おうとする場合 支出負担行

為担当官

(2) 役務決済を行おうとする場合 役務決済部隊等の

長

2 実施権者は、前項の場合において、仏軍実施権者か

ら受諾の署名のある発注証（以下「仏軍役務受諾証」

という。）の写しの送付を受けたときは、その内容が

同項の規定に基づき作成した発注証の内容と一致する

ことを確認した上で、その謄本を2通作成し、同項の役務要請部隊等の長及び役務協議者に1通ずつ送付するものとする。

- 3 償還による決済を行おうとする場合においては、支出負担行為担当官は、第1項の発注証の送付に先立ち、同項の実施権者に予算執行職員等の責任に関する法律（昭和25年法律第172号）第2条第1項第12号に規定する補助者を命ずるものとする。この場合において、支出負担行為担当官は、現金払いが必要と認めるときは、その旨を実施権者を經由して役務要請部隊等の長に通知するものとする。

（価格の設定）

第24条 実施権者は、仏軍実施権者に提供を要請した役務について償還による決済を行う場合には、前条第1項の発注証を送付するに当たり、あらかじめ仏軍実施権者と当該役務の価格について合意し、当該発注証に合意した価格を記載するものとする。ただし、実施権者は、仏軍実施権者と当該役務の価格について合意

することができない場合には、当該役務の見積価格を設定し、当該発注証に記載するものとする。

2 実施権者は、前項ただし書の規定により見積価格を記載した発注証を仏軍実施権者に送付した場合には、速やかに仏軍実施権者と当該役務の価格の設定について交渉しなければならない。

3 実施権者は、第1項ただし書に規定する見積価格及び前項の交渉により設定された価格を支出負担行為担当官に通知するものとする。

（償還による役務の受領）

第25条 役務要請部隊等の長は、仏軍から提供を受ける役務について償還による決済を行う場合において、第23条第2項の規定により仏軍役務受諾証の写しの謄本の送付を受けたときは、当該謄本の記載内容に基づき役務を受領するものとする。

2 役務要請部隊等の長は、前項の役務の受領を完了したときは、仏軍実施権者から送付を受けた仏軍役務受諾証2通の内容が実施権者から送付を受けた仏軍役務

受諾証の写しの謄本の内容と一致することを確認した上で、仏軍役務受諾証 2 通に受領証明の署名を行い、仏軍実施権者及び実施権者に 1 通ずつ送付するものとする。この場合において、役務要請部隊等の長は、当該受領証明を行った仏軍役務受諾証（以下「受領証明済仏軍役務受諾証」という。）の謄本を 2 通作成し、このうち 1 通を支出負担行為担当官（現金払いの場合にあっては契約担当官）に送付するものとする。

3 支出負担行為担当官（現金払いの場合にあっては契約担当官）は、前項の規定により送付を受けた受領証明済仏軍役務受諾証の謄本に基づき、仏軍から提供を受けた役務の受領を確認するため、会計法第 29 条の 11 第 2 項に規定する検査を行うものとする。この場合において、当該謄本を検査調書とみなすことができる。

4 支出負担行為担当官（現金払いの場合にあっては契約担当官）は、第 1 項の場合において、仏軍から受領した役務に不具合のあることが判明したときは、直ち

に仏軍実施権者との協議に必要な事項を実施権者に通知しなければならない。この場合において、実施権者は、当該通知に基づき、直ちに仏軍実施権者と協議しなければならない。

- 5 役務要請部隊等の長は、第1項の場合において、仏軍から役務の提供が行われなかったときは、直ちに仏軍実施権者との協議に必要な事項を実施権者に通知しなければならない。この場合において、実施権者は、当該通知に基づき、直ちに仏軍実施権者と協議しなければならない。

（役務決済による役務の受領）

- 第26条 役務要請部隊等の長は、仏軍から提供を受ける役務について役務決済を行う場合において、第23条第2項の規定により仏軍役務受諾証の写しの謄本の送付を受けたときは、当該謄本の記載内容に基づき役務を受領するものとする。

- 2 役務要請部隊等の長は、前項の役務の受領を完了したときは、仏軍実施権者から送付を受けた仏軍役務受

諾証 2 通の内容が実施権者から送付を受けた仏軍役務受諾証の写しの謄本の内容と一致することを確認した上で、仏軍役務受諾証 2 通に受領証明の署名を行い、仏軍実施権者及び実施権者に 1 通ずつ送付するものとする。この場合において、役務要請部隊等の長は、当該受領証明済仏軍役務受諾証の謄本を 2 通作成し、このうち 1 通を役務決済部隊等の長に送付するものとする。

- 3 役務要請部隊等の長は、第 1 項の場合において、仏軍から役務の提供が行われなかったとき又は受領した役務に不具合のあることが判明したときは、直ちに仏軍実施権者との協議に必要な事項を実施権者に通知しなければならない。この場合において、実施権者は、当該通知に基づき、直ちに仏軍実施権者と協議しなければならない。

(送り状の受領等)

第 27 条 実施権者は、仏軍実施権者から送り状の送付を受けたときは、速やかにその謄本を作成し、次の各

号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に送付するものとする。

(1) 償還する場合 支出負担行為担当官（現金払いの場合にあっては契約担当官）

(2) 役務決済を行う場合 役務決済部隊等の長

2 実施権者は、仏軍実施権者から送り状の送付を受けていない場合において、必要があると認めるときは、仏軍実施権者に送り状の送付を求めるものとする。

（役務の決済）

第 2 8 条 仏軍から受領した役務の決済は、仏軍役務受諾証に記載された決済の区分によらなければならない。

（役務の提供に係る償還の手続）

第 2 9 条 第 2 5 条第 1 項の場合において、仏軍から請求書の送付を受けた官署支出官は、請求書の発出日から 3 0 日以内に、指定された通貨により仏軍に支払い、その旨を実施権者に通知するものとする。

2 第 2 5 条第 1 項の場合において、仏軍から請求書の送付を受けた資金前渡官吏は、指定された通貨により

遅滞なく仏軍に支払い、その旨を実施権者に通知するものとする。

（役務決済の実施）

第 3 0 条 役務決済部隊等の長は、実施権者から送り状の謄本の送付を受けたときは、役務要請部隊等の長から送付を受けた受領証明済仏軍役務受諾証の謄本の記載内容に基づき、決済のための役務の提供を行うものとする。

2 役務決済部隊等の長は、前項の役務の提供を完了したときは、仏軍から決済の完了を証明する文書を受領の上、その旨を実施権者に通知するものとする。

3 実施権者は、第 1 項の場合において、役務の提供が行われなかった旨又は提供された役務に不具合のあることが判明した旨の通知を仏軍から受けたときは、直ちにその旨を役務決済部隊等の長に通知しなければならない。この場合において、役務決済部隊等の長は、直ちに当該通知の内容と提供した役務の内容とを確認した上で、仏軍実施権者との協議に必要な事項を実施

権者に通知しなければならない。

- 4 実施権者は、前項の通知を受けた場合には、当該通知に基づき、直ちに仏軍実施権者と協議し、必要な措置を講じなければならない。

（記載事項の変更に伴う措置）

第 3 1 条 役務協議者又は役務要請部隊等の長は、仏軍役務受諾証又は受領証明済仏軍役務受諾証に記載された事項を変更する必要があると認める場合には、速やかにその旨を実施権者に通知するものとする。この場合において、実施権者は、当該通知に基づき、速やかに仏軍実施権者と協議し、仏軍役務受諾証又は受領証明済仏軍役務受諾証を修正した上で、その謄本を 2 通作成し、役務協議者及び役務要請部隊等の長に 1 通ずつ送付するものとする。

- 2 実施権者は、仏軍から仏軍役務受諾証又は受領証明済仏軍役務受諾証に記載された事項を変更する旨の通知を受けた場合には、必要に応じ、速やかに役務協議者又は役務要請部隊等の長と協議の上、仏軍実施権者

との協議により仏軍役務受諾証又は受領証明済仏軍役務受諾証を修正した上で、その謄本を2通作成し、役務協議者及び役務要請部隊等の長に1通ずつ送付するものとする。

第2節 受諾

(役務の提供の受諾)

第32条 実施権者は、仏軍実施権者から協定第2条1の規定による役務の提供を要請する発注証2通の送付を受けた場合には、その受諾について役務提供部隊等の長と協議するものとする。

2 実施権者は、前項の協議に際して、当該役務を提供することが部隊等の任務遂行に支障を生じさせないと認められ、かつ、当該要請を受諾することが適当と認められることを確認しなければならない。ただし、防衛大臣又は幕僚長からの特段の指示があるときは、その指示に従うものとする。

3 実施権者は、第1項の協議の結果、仏軍への役務の提供を受諾することが適当であると認められる場合に

は、決済の区分その他必要な事項を確認した上で同項の発注証2通に受諾の署名を行い、当該受諾の署名のある発注証（以下「役務受諾証」という。）を役務提供部隊等の長に送付するとともに、役務受諾証の写しを作成し、仏軍実施権者に送付するものとする。

- 4 実施権者は、仏軍に提供した役務について役務決済を受ける場合には、役務受諾証の写しを作成し、役務受領部隊等の長に送付するものとする。

（価格の設定）

第33条 実施権者は、仏軍に提供する役務について償還による決済を受ける場合には、前条第1項の発注証の送付を受けるに当たり、あらかじめ仏軍実施権者と当該役務の価格について合意するものとする。ただし、実施権者は、仏軍実施権者と当該役務の価格について合意することができない場合には、当該役務の見積価格を設定し、この見積価格を仏軍実施権者に通知するものとする。

- 2 実施権者は、前項ただし書の規定により見積価格を

通知した場合には、速やかに仏軍実施権者と当該役務の価格の設定について交渉しなければならない。

- 3 実施権者は、第1項ただし書に規定する見積価格及び前項の交渉により設定された価格を役務提供部隊等の長に通知するものとする。

（役務の提供の実施）

第34条 役務提供部隊等の長は、実施権者から役務受諾証2通の送付を受けた場合には、役務受諾証の記載内容に基づき役務の提供を行うものとする。

- 2 役務提供部隊等の長は、前項の役務の提供を完了したときは、役務受諾証2通に仏軍の受領証明の署名を受け、当該受領証明の署名のある役務受諾証（以下「受領証明済役務受諾証」という。）を仏軍実施権者及び実施権者に1通ずつ送付するものとする。

- 3 前項の場合において、仏軍に提供した役務について償還による決済を受けるときは、役務提供部隊等の長は、受領証明済役務受諾証の謄本を作成するものとする。

4 第2項の場合において、仏軍に提供した役務について役務決済を受けるときは、役務提供部隊等の長は、受領証明済役務受諾証の謄本を2通作成し、このうち1通を役務受領部隊等の長に送付するものとする。

5 実施権者は、第1項の場合において、役務の提供が行われなかった旨又は提供された役務に不具合のあることが判明した旨の通知を仏軍から受けた場合には、直ちにその旨を役務提供部隊等の長に通知しなければならない。この場合において、役務提供部隊等の長は、直ちに当該通知の内容と提供した役務の内容とを確認した上で、仏軍実施権者との協議に必要な事項を実施権者に通知しなければならない。

6 実施権者は、前項の通知を受けた場合には、当該通知に基づき、直ちに仏軍実施権者と協議し、必要な措置を講じなければならない。

(送り状の送付等)

第35条 役務提供部隊等の長は、前条第2項の規定により受領証明済役務受諾証を送付したときは、速やか

に送り状を作成し、実施権者を經由して、仏軍実施権者に送付するものとする。この場合において、役務提供部隊等の長は、当該送り状の謄本を作成するものとする。

2 前項の場合において、仏軍に提供した役務について役務決済を受けるときは、実施権者は、当該送り状の謄本を作成し、役務受領部隊等の長に送付するものとする。

3 実施権者は、仏軍に提供した役務について仏軍実施権者に送り状が送付されていない場合において、必要があると認めるときは、役務提供部隊等の長に送り状の作成を要請するものとする。

（債権発生通知等）

第36条 役務提供部隊等の長は、仏軍に提供した役務について償還による決済を受ける場合において、前条第1項の規定により送り状を送付したときは、遅滞なく債権発生通知書を作成し、歳入徴収官に送付するものとする。

2 歳入徴収官は、前項の債権発生通知書の送付を受けた場合には、遅滞なく仏軍の指定先に納入告知書を送付し、その旨を実施権者に通知するものとする。

(決済のための役務の受領)

第37条 役務受領部隊等の長は、仏軍に提供した役務について役務決済が行われる場合において、第35条第2項の規定により送り状の謄本の送付を受けたときは、第34条第4項の規定により送付を受けた受領証明済役務受諾証の謄本の記載内容に基づき役務を受領するものとする。

2 役務受領部隊等の長は、前項の役務の受領を完了したときは、仏軍に決済の完了を証明する文書を交付し、その旨を実施権者に通知するものとする。

3 役務受領部隊等の長は、第1項の場合において、仏軍から役務の提供が行われなかったとき又は受領した役務に不具合のあることが判明したときは、直ちに仏軍実施権者との協議に必要な事項を実施権者に通知しなければならない。この場合において、実施権者は、

当該通知に基づき、直ちに仏軍実施権者と協議しなければならない。

（記載事項の変更に伴う措置）

第 38 条 役務提供部隊等の長又は役務受領部隊等の長は、役務受諾証又は受領証明済役務受諾証に記載された事項を変更する必要があると認める場合には、速やかにその旨を実施権者に通知するものとする。この場合において、実施権者は、当該通知に基づき速やかに仏軍実施権者と協議し、役務受諾証又は受領証明済役務受諾証を修正した上で、その謄本を 2 通作成し、役務提供部隊等の長及び役務受領部隊等の長に 1 通ずつ送付するものとする。

2 実施権者は、仏軍から役務受諾証又は受領証明済役務受諾証に記載された事項を変更する旨の通知を受けた場合には、必要に応じ、速やかに役務提供部隊等の長又は役務受領部隊等の長と協議の上、仏軍実施権者との協議により役務受諾証又は受領証明済役務受諾証を修正した上で、その謄本を 2 通作成し、役務提供部

隊等の長及び役務受領部隊等の長に1通ずつ送付するものとする。

(防衛医科大学校病院における医療)

第39条 第32条から第36条まで及び前条の規定は、防衛医科大学校病院における医療の役務の提供について準用する。この場合において、これらの規定中「役務提供部隊等の長」とあるのは「防衛医科大学校長」と、第32条第2項中「部隊等」とあるのは「防衛医科大学校」と読み替えるものとする。

第4章 物品又は役務の価格

(物品の提供価格)

第40条 仏軍に提供する物品に係る調達の費用は、仏軍に物品を提供した日の当該物品の物品管理簿に記録されている単価とする。ただし、物品管理簿において当該物品の価格の記録が省略されている場合には、当該物品の受入に係る検査調書又は納品書に記録された金額とする。

2 前項の規定により価格の設定ができない場合には、

当該物品と同種及び同等の物品の直近の契約実績価格を基準として計算した金額を当該物品の調達のコ用とするものとする。ただし、直近の契約実績価格を用いることができない場合には、見積価格を基準とするものとする。

- 3 前2項の規定により価格の設定ができない場合には、当該物品の類似品目の直近の契約実績価格を基準として計算した金額を当該物品の調達のコ用とするものとする。ただし、直近の契約実績価格を用いることができない場合には、見積価格を基準とするものとする。

（役務の価格の構成）

第41条 仏軍に提供する役務の価格は、直接費及び間接費の合計額をもって構成する。ただし、相互主義に基づき特に必要がある場合には、間接費の一部又は全部を免除することができる。

- 2 直接費は、材料費、燃料費、諸手当、水道光熱費、運搬費、旅費、通信費その他の役務の提供のために必要となる費用であって、仏軍に役務を提供するに際し

、新たに発生することが確認されるものを計算要素とする。

3 間接費は、役務の提供に係る費用のうち、隊員の給与及び糧食費、消耗品でない物品の修理費その他前項に規定する直接費以外のものを計算要素とする。

（医療に要する費用の額）

第42条 前条の規定にかかわらず、仏軍に提供する医療に要する費用の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項に規定する療養の給付に要する費用の額と同法第85条第2項に規定する入院時食事療養費の額との合計額とする。

（役務の価格の特例）

第43条 法令又はこれに基づく特別の定めにおいて、役務の価格の算定の基準が定められている場合には、第41条の規定にかかわらず、当該基準による。

（物品又は役務の価格に関する委任規定）

第44条 この章に定めるもののほか、物品又は役務の価格に関し必要な事項は、防衛装備庁長官が定める。

第 5 章 輸出入の手続等

（輸出手続等）

第 4 5 条 幕僚長は、日仏物品役務相互提供の実施に関し、外国為替及び外国貿易法（昭和 2 4 年法律第 2 2 8 号）第 2 5 条第 1 項並びに第 4 8 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく経済産業大臣の許可又は承認（以下この条において「許可等」という。）を必要とする場合には、許可等の申請を行うために必要な資料を作成し、防衛大臣に上申しなければならない。

2 防衛大臣は、前項の上申を受けた場合には、当該上申に基づき経済産業大臣に許可等の申請を行う。

3 防衛大臣は、経済産業大臣から許可等を受けた場合には、当該許可等に係る許可証又は承認証を第 1 項の幕僚長に送付する。

（輸入協議）

第 4 6 条 幕僚長は、日仏物品役務相互提供の実施に関し、輸入貿易管理令（昭和 2 4 年政令第 4 1 4 号）第 1 9 条第 1 項ただし書の規定に基づく輸入の協議（以

下この条において「輸入協議」という。)を必要とする場合には、輸入協議を行うために必要な資料を作成し、防衛大臣に上申するものとする。

2 防衛大臣は、前項の上申を受けた場合には、当該上申に基づき経済産業大臣と輸入協議を行う。

3 防衛大臣は、経済産業大臣との輸入協議が整った場合には、当該輸入協議に係る同意文書を第1項の幕僚長に送付する。

(税法に係る手続)

第47条 幕僚長又はその指定する者は、日仏物品役務相互提供の実施に関し、国税に関する法律及び地方税法(昭和25年法律第226号)に係る所要の手続を行うものとする。

第6章 雑則

(実施取決めの締結の報告等)

第48条 手続取決め第1条3の規定に基づき実施取決めを交渉することができる者は、実施取決めを締結した場合には、速やかに防衛大臣に報告するものとする。

この場合において、当該報告は、幕僚長が指名した者が実施取決めを締結したときは当該指名を行った幕僚長を通じて行い、防衛大臣によって権限を付与された部隊等の長がこれを締結したときは当該部隊を監督する幕僚長を通じて行うものとする。

- 2 統合幕僚長は、手続取決め第9条3の規定に基づき手続取決めの付表の追加又は修正をした場合には、速やかに防衛大臣に報告するものとする。

（発注証等の正本が入手できないときの措置）

第49条 実施権者は、仏軍実施権者が遠隔地に所在することその他の事由により、発注証、受諾証、役務受諾証、受領証明済受諾証、受領証明済役務受諾証、仏軍受諾証、仏軍役務受諾証、受領証明済仏軍受諾証又は受領証明済仏軍役務受諾証（以下この条において「発注証等」という。）を仏軍に送付すること又は仏軍から送付を受けることが困難な場合には、当該発注証等に記載すべき内容を記載した文書を作成するものとし、発注証等に替えて当該文書に基づき必要な措置を

講じることができる。

- 2 実施権者は、前項に規定する事由が解消した場合には、速やかに、仏軍に発注証等を送付し、又は仏軍から発注証等の送付を受け、発注証等を同項に規定する文書と合本するものとする。

（事務の引継ぎ）

- 第 5 0 条 実施権者は、必要と認める場合には、他の実施権者に事務を引き継ぐことができる。

（物管訓令の特例）

- 第 5 1 条 幕僚長は、日仏物品役務相互提供の実施については、物管訓令第 8 条の規定にかかわらず、同訓令別表第 3 事務の範囲の欄中 6 に規定する事務を物品管理法施行令第 9 条第 5 項に規定する代行機関の事務の範囲とすることができる。

- 2 物管訓令第 4 0 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別表第 2 証書の欄に掲げる証書については同表物品の管理に関する行為の欄に掲げる物品の管理に関する行為に基づく物品の異動を示すものとして、同表

証書として使用することができる膳本の欄に掲げる膳本については同表物品の管理に関する行為の欄に掲げる物品の管理に関する行為を示すものとして、それぞれ使用することができる。

- 3 物品管理官は、物管訓令第43条の規定にかかわらず、提供した物品に係る物品管理簿と当該物品の受領証明済受諾証とを照合することによって、物品の現況調査を行うことができる。

（記録の保存）

第52条 実施権者、物品管理官、支出負担行為担当官、官署支出官、歳入徴収官、役務要請部隊等の長、役務決済部隊等の長、役務提供部隊等の長及び役務受領部隊等の長は、日仏物品役務相互提供の実施に係る記録を適切に保存しなければならない。

（実績報告）

第53条 実施権者は、日仏物品役務相互提供を実施した場合には、速やかにその実績を幕僚長に報告しなければならない。

2 幕僚長は、前項の報告に基づき、協定第2条1に規定する物品又は役務の相互提供に関する次に掲げる事項については、4月から6月までの実績を8月末日までに、7月から9月までの実績を11月末日までに、10月から12月までの実績を翌年2月末日までに、1月から3月までの実績を5月末日までに、それぞれ防衛大臣に報告しなければならない。ただし、防衛大臣が別に定める場合はこの限りではない。

- (1) 実施部隊等
- (2) 実施権者及び仏軍実施権者
- (3) 実施年月日及び実施場所
- (4) 物品又は役務の内容
- (5) その他参考事項

3 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号。以下「重要影響事態安全確保法」という。）第1条に規定する重要影響事態、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国

民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 1 条に規定する武力攻撃事態等、同法第 2 条第 4 号に規定する存立危機事態及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成 27 年法律第 77 号。以下「国際平和協力支援活動法」という。）第 1 条に規定する国際平和共同対処事態において行われる協定第 2 条 1 に規定する物品又は役務の相互提供に関する前項の規定の適用については、同項中「4 月から 6 月までの実績を 8 月末日までに、7 月から 9 月までの実績を 11 月末日までに、10 月から 12 月までの実績を翌年 2 月末日までに、1 月から 3 月までの実績を 5 月末日までに」とあるのは、「重要影響事態安全確保法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する後方支援活動、米軍等行動関連措置法第 2 条第 8 号に規定する行動関連措置又は国際平和協力支援活動法第 3 条第 1 項第 2 号に規定する協力支援活動の終了後速やかに」とする。

（委任規定）

第 5 4 条 この訓令の実施に関し必要な事項は、第 4 4 条に規定するものを除き、幕僚長が定める。

2 幕僚長は、前項の規定に基づき必要な事項を定めた場合には、速やかに防衛大臣に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、令和元年 6 月 2 6 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 1 5 日省訓第 1 0 号）

この訓令は、令和 4 年 3 月 1 7 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 2 1 日省訓第 3 4 号）

この訓令は、令和 7 年 3 月 2 4 日から施行する。

附 則（令和 7 年 5 月 2 8 日省訓第 1 3 6 号）

この訓令は、令和 7 年 5 月 2 8 日から施行する。

別表第 1 （第 2 条及び第 3 条関係）

統合幕僚監部	統合幕僚長
陸上自衛隊	陸上幕僚長 陸上総隊司令官 方面総監 師団長 旅団長 団長 連隊長 群長 中央輸送隊長 中央特殊武器防護隊長 対特殊武器衛生隊長 方面戦車隊長 方面特科隊長 方面航空隊長 方面後方支援隊長 方面衛生隊長

	旅団特科隊長 旅団後方支援隊長 学校長 補給処長 教育訓練研究本部長 補給統制本部長 駐屯地司令の職にある部隊等の長 分屯地司令の職にある部隊等の長 その他防衛大臣の指定する部隊又は機関の長
海上自衛隊	海上幕僚長 自衛艦隊司令官 護衛艦隊司令官 航空集団司令官 潜水艦隊司令官 地方総監 地区総監 教育航空集団司令官

練習艦隊司令官

掃海隊群司令

護衛隊群司令

海上訓練指導隊群司令

航空群司令

潜水隊群司令

海洋業務・対潜支援群司令

開発隊群司令

教育航空群司令

システム通信隊群司令

護衛隊司令

練習隊司令

潜水隊司令

掃海隊司令

輸送隊司令

海上補給隊司令

海上訓練支援隊司令

航空隊司令（第23航空隊司令、

	第 2 4 航空隊司令及び第 2 5 航空隊司令に限る。) 航空基地隊司令（硫黄島航空基地隊司令に限る。) 基地隊司令 基地分遣隊長（父島基地分遣隊長に限る。) 学校長 艦船補給処長 航空補給処長 補給本部長 艦長 その他防衛大臣の指定する部隊又は機関の長
航空自衛隊	航空幕僚長 航空総隊司令官 航空支援集団司令官 航空教育集団司令官

	航空方面隊司令官 航空救難団司令 補給処長 補給本部長 基地司令の職にある部隊等の長 分屯基地司令の職にある部隊等の長 その他防衛大臣の指定する部隊又は機関の長
共同の部隊	自衛隊海上輸送群司令
共同の機関	病院長

別表第 2 （第 5 1 条関係）

証 書	物品の管理に関する行為	証書として使用することができる謄本
管理換票 ・供用換 票・保管 換票（物 管訓令別 記様式第 3 5 ）	仏軍から提供される物品の受入命令	仏軍受諾証謄本
	仏軍に提供される物品の払出命令	受諾証謄本
	仏軍から返還される物品の受入命令	受領証明済受諾証謄本
	仏軍に返還する物品の払出命令	受領証明済仏軍受諾証謄本
納品書・ （受領） 検査調書 （物管訓	仏軍から提供を受けた物品の償還に伴う受入命令	受領証明済仏軍受諾証謄本

令 別 記 様 式 第 3 8)		
受 払 書 (物 管 訓 令 別 記 様 式 第 4 1)	仏 軍 に 提 供 し た 物 品 の 償 還 に 伴 う 受 入 命 令 又 は 払 出 命 令	受 領 証 明 済 受 諾 証 謄 本